

# 青森県立郷土館条例

昭和 48 年 3 月 30 日

青森県条例 第 4 号

青森県立郷土館条例をここに公布する。

## 青森県立郷土館条例

### (設置)

第 1 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条の規定に基づき、博物館を設置する。

2 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県立郷土館	青 森 市

### (業務)

第 2 条 青森県立郷土館（以下「郷土館」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 郷土の歴史、民俗、産業、自然等に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の資料（以下「郷土館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- 郷土館資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- 郷土館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 郷土館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び配布すること。
- 郷土館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- その他郷土館資料の利用に関し必要な業務

### (使用料)

第 3 条 郷土館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、天災その他利用者の責によらない理由により郷土館を利用することができなくなった場合は、この限りでない。

### (使用料の免除)

第 4 条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

### (委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、郷土館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（昭和 51 年条例第 42 号）

- この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

### 附 則（昭和 57 年条例第 28 号）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年条例第32号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第47号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に関する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成九年条例第40号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第45号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第44号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第44号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

##### 1 郷土館資料の観覧のための利用の場合

区		分	金 額（1回につき）
常設展の観覧	個人	高等学校生徒、中等教育学校 後期課程生徒及び学生	150円 （特定期間にあつては、120円）
		一般	310円 （特定期間にあつては、250円）
	団体 （20人以上の ものに限る。）	高等学校生徒、中等教育学校 後期課程生徒及び学生	1人につき 120円 （特定期間にあつては、100円）
		一般	1人につき 250円 （特定期間にあつては、200円）
特別展の観覧			1人につき 1500円を超えない範囲内で知事がその 都度定める額

#### 備考

- 1 この表において、「特定期間」とは、知事が定める期間をいう。
- 2 特別展の観覧に係る使用料を納入した者の常設展の観覧に係る使用料は、無料とする。

##### 2 ホールの利用の場合

区		分	9時から12時まで	13時から17時まで	9時以前、12時から13時まで及 び17時以降（1時間につき）
利用者が入場料を徴 収しない場合	小ホール		2,040円	2,730円	680円
	大ホール		8,160円	10,900円	2,720円
利用者が入場料を徴 収する場合	小ホール		4,080円	5,460円	1,360円
	大ホール		16,350円	21,800円	5,450円